

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）その他法令に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 美肌によいとされる島根の温泉、食を活かした魅力ある観光地域づくりの中核として、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組、及び温泉付き個室の整備やワーケーションなどの新しい生活様式に沿った観光需要の高まりを見据えた、「美肌観光」プランづくりに取り組む事業者を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）を知事へ2部提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して適当であると認めた事業は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

第6条 知事は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1)補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2)補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3)補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4)補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5)虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の70%に相当する額の範囲内で、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(決定内容の変更等)

第8条 補助事業者は、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1)補助事業の内容を著しく変更するとき。
- (2)補助事業を中止又は廃止するとき。
- (3)社名変更や代表者を変更したときなど、補助事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 知事は、前項の規定により変更申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後5年間、事業状況報告書（様式第7号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（取得財産等の管理）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を事故等届出書（様式第 10 号）により、知事に届け出なければならない。

（財産の処分の制限）

第 13 条 補助事業者は、補助対象設備を処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産（規則第 13 条第 1 項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 知事が、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に補助事業者は返還するものとする。

2 補助事業者は、交付される補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に返還するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第 15 条 知事は、第 4 条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、

補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（県内中小企業者への発注）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の執行において、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

（知事が別に定める事項）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象事業 ※ソフト事業は、ハード事業を実施する場合のみ認める。	事業者 ※(2)又は(3)の場合は、(1)の者との共同申請を必須とする。	対象経費	補助率	補助限度額
<p>次に掲げる要件を満たす事業</p> <p>(ハード事業)</p> <p>(1)島根県の美肌観光素材を活かした取組で次の事項を満たすもの</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組</p> <p>(ソフト事業)</p> <p>上記ハード事業にあわせて行う観光誘客の取組みに要する経費</p>	<p>(1)島根県内で旅館業法(昭和23年法律第138号)の規定に基づく旅館・ホテル営業を営む者</p> <p>(2)法人</p> <p>(3)法人格を持たない民間団体 (ただし、県内団体で、次の要件を備えているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること 	<p>事業の推進にあたり必要な下記の経費</p> <p>(ハード事業)</p> <p>島根県内に所在する宿泊施設等の整備に要する経費(設計費、施工監理費、工事費、設備費、備品費)ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。</p> <p>(ソフト事業)</p> <p>観光誘客等の事業に要する経費(委託費、専門家経費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他経費)</p> <p>※詳細については別表第2のとおり</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内(千円未満切り捨て)</p>	<p>補助上限額： 10,000千円(補助対象経費上限額は15,000千円)</p>

別表第2

事業区分	経費名	内容
ハード事業 (例：内装や 外装の改修、 風呂、トイレ 等の改修な ど。)	工事費	宿泊施設等において改修等に要する費用 ※図面、見積書を添付し、場所及び工事内容を明らかにすること。 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。
	設計費	上記工事に係る設計費
	施工管理費	上記工事を行う際の施工管理費
	設備費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事費を含む）
	備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。 ※施設整備と一体として備品整備を実施する場合に限る。
ソフト事業	消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
	委託費	観光誘客等の事業の委託に要する経費
	専門家経費	観光誘客等の事業実施にあたり招聘した専門家、講師等に謝礼、費用弁償として支払う経費
	印刷製本費	観光誘客等の事業の印刷製本に係る経費
	通信運搬費	観光誘客等の事業に要する経費のうち運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
	その他経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ソフト事業は、ハード事業を実施する場合のみ認める。

令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者（職・氏名）

㊟

担当者 職名・氏名
電話番号
E-mail

（※共同申請の場合は、申請者を追加してください）

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付申請書

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付を申請します。

記

1. 事業名

2. 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 事業計画

別添 事業計画書のとおり

4. 補助対象経費及び補助金交付申請額

補助対象経費総額 円（税抜き、円単位）

補助金交付申請額 円（千円未満切り捨て）

5. 添付書類

提出書類チェックシートに記載する添付書類

事業計画書

1. 事業目的

（ターゲット（年齢・性別・圏域等）や提供サービスの内容、販路や広報PR方法も含め、簡潔に記入してください。）

2. 事業概要

（1）ハード事業の内容

① 対象施設

宿泊施設名	
住 所	
施設所有者	

② 整備の概要

新設・ 改修の別	整備箇所名	工事概要	備考

※ ・必要に応じて別紙を用いること

・共同申請の場合は、資産の取得者を備考に記載すること

・整備箇所は、備考欄に整理番号等を記載するなどし、添付する平面図等と突合できるよう、工夫すること

様式第1号（第4条関係）

③新型コロナウイルス感染症対応と関連しない施設の整備（ハード事業）を主目的とするものは補助対象外となるため、感染症拡大防止または感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用として考えられる理由を記載してください。

（2）ソフト事業の内容

3. 事業実施スケジュール

（1）ハード事業

（2）ソフト事業

4. 事業の目標値（当該事業実施による直接的な増加宿泊者数や増加割合等）

様式第1号（第4条関係）

5. アピールポイント（創意工夫した点等を具体的に記載すること）

①新しい生活様式に沿った観光需要の高まりを見据えた取組について今回の申請により取り組みたい事柄について具体的に記載してください。（例：温泉付き個室の整備や、ワーケーションなどの誘致にかかる取組み 等 ）

6. 他の補助金の活用の有無

無

有

・補助金名：

・事業内容：

・交付元：

※ 補助対象の建物に対し、過去に補助金等を活用して整備した実績がある場合、及び、今後、当該建物（設備・備品を含む）に他の補助金を活用した別の整備計画がある場合は、その内容も記載すること

7. 事業の収支計画書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費(a)	うち消費税及び地 方消費税等(b)	補助対象経費 (a-b)	補助金交付 申請額
ハード事業 (補助率 2/3)				
ソフト事業 (補助率 2/3)				
合計				

※ 補助金交付申請額は、経費区分ごとに千円未満を切り捨てて記載すること

※国または県の他の補助事業の対象となっている経費は補助対象としないため留意すること

様式第1号（第4条関係）

（3）支出内訳

区分	内容	仕様	単位	数量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等を 除く)	補助対象経 費(円) (消費税額 等を除く)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等を 含む)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等を 含む)	耐用 年数	備考
ハード 事業経費 (補助率 2/3)							/		/		
	計										
ソフト 事業経費 (補助率 2/3)							/		/		
	計										
合 計											

※ 欄や行が足りない場合等は、追加するなどして記入すること

※備考欄に要綱別表第2に規定する経費名を記入すること

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金

提出書類チェックシート

事業名	
代表 申請者名	
※共同の場合は全ての 共同申請者	

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	項目
	1	交付申請書及び事業計画書（様式第 1 号）
	2	ハード整備に係る関係書類 （見積書、平面図等、改修の場合は現況が分かる写真等）
	3	申請者の会社（事業）概要（任意様式：パンフレット等で可） ※共同申請の場合はすべての申請者分
	4	旅館業営業許可証（写し）
	5	直近 2 期分の決算書（写し） （貸借対照表、損益計算書、販管費内訳書、個別注記表、附属明細書） ※ 創業間もない場合で、2 期分の決算を迎えていない場合には、試算表（収益、費用、負債等の状況が分かるもの）
	6	県税納税証明書 （全税目について、未納・滞納がないこと）
	7	共同申請の場合、コンソーシアム協定書等事業者間の役割や、経費負担の内訳実績がわかるものの写し
	8	振込先口座の通帳の写し（見開き 1 ページ目の口座名義がわかる箇所のコピー）

※実績報告時はすべての支出にかかる証拠書類（契約書、請求書、納品書、領収書の写し）の提出を求めますので保管をお願いします。

様式第2号（第5条関係）

指令 観第 号

（申請者） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 補助事業の内容 令和 年 月 日付け申請書内容のとおり

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 精算払（概算払）請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金の精算払（概算払）
を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円也

請求金額算定表

区 分	金 額
交付決定額（概算払時） A	円
交付確定額（精算払時） A	円
受領済額 B	円
今回請求額 C	円
残額A－B－C	0 円

（注）請求にあたっては、次の書類をあわせて提出すること。

経費執行計画書、債権者の見積書、納品書、請求書の写し、支払済の領収書等の写し、
振込先金融機関の口座番号

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の内容
2. 変更（中止・廃止）を必要とする理由
3. 変更（中止・廃止）が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費，補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
5. 同上の算出基礎
6. 事業変更計画書
7. その他知事が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業について下記のとおり変更事由が発生しましたので、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届出します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由

※社名変更、代表者の変更につきましては、登記簿謄本（写しで可）を添付してください。

様式第6号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

島根県知事 印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 変更決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき承認（不承認）と決定したので通知します。

（不承認の理由）

様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業に関し、事業状況等について下記のとおり報告します。

記

1. 事業の状況等

2. 財務の状況等

決算書のとおり（直近の決算書を添付してください）

3. 施設・設備等の稼働状況、宿泊者数等の実績

令和 年 月 日

島根県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者（職・氏名）

㊞

担当者 職名・氏名
電話番号
E-mail

（※共同申請の場合は、報告者を追加してください）

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業の実績について、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 事業概要

別添 事業実績報告書のとおり

4. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費総額 円（税抜き、円単位）
補助金実績報告額 円（千円未満切り捨て）

5. 添付書類 提出書類チェックシートに記載する添付書類

事業実績報告書

1. 事業概要

(1) ハード事業の内容

① 対象施設

宿泊施設名	
住 所	
施設所有者	

② 整備の概要

新設・ 改修の別	整備箇所名	工事概要	備考

※ ・必要に応じて別紙を用いること

- ・共同申請の場合は、資産の取得者を備考に記載すること
- ・整備箇所は、備考欄に整理番号等を記載するなどし、添付する平面図等と突合できるよう、工夫すること
- ・活動状況を具体的に記載すること。
- ・資料等を作成している場合は写しを添付すること

（2）ソフト事業の内容

- ・活動状況を具体的に記載すること。
- ・資料等を作成している場合は写しを添付すること

2. 今後5年間の事業の目標値（当該事業実施による直接的な増加宿泊者数や増加割合等）

3. 他の補助金の活用の有無

無

有

・補助金名：

・事業内容：

・交付元：

4. 事業の収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費(a)	うち消費税及び地方消費税等(b)	補助対象経費(a-b)	補助金交付申請額
ハード事業 (補助率 2/3)				
ソフト事業 (補助率 2/3)				
合計				

※ 補助金交付申請額は、経費区分ごとに千円未満を切り捨てて記載すること

※国または県の他の補助事業の対象となっている経費は補助対象としないため留意すること

様式第8号（第10条関係）

（3）支出内訳

区分	内容	仕様	単位	数量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等を 除く)	補助対象経 費(円) (消費税額 等を除く)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等 を含む)	補助事業に 要する経費(円) (消費税額等 を含む)	耐用 年数	備考
ハード 事業経費 (補助率 2/3)							/		/		
	計										
ソフト 事業経費 (補助率 2/3)							/		/		
	計										
合 計											

※ 欄や行が足りない場合等は、追加するなどして記入すること

※ 備考欄に要綱別表第2に規定する経費名を記入すること

美 肌 県 し ま ね 誘 客 推 進 モ デ ル 事 業 補 助 金

提 出 書 類 チ ェ ッ ク シ ー ト

事業名	
代表 報告者名	
※共同の場合は全ての 共同申請者	

<input checked="" type="checkbox"/>	No.	項目
	1	実績報告書（様式第 8 号）
	2	ハード整備に係る関係書類 （事業費内訳書、改修の場合は平面図、工事完了前後が分かる写真、領収書及び請求書の写し、工事契約書等各種契約書の写し）
	3	ソフト事業に係る関係書類 （実施結果の報告書等の成果物、実施結果に基づく今後の施設の方針及び計画、領収書及び請求書の写し、各種契約書の写し）
	4	共同申請の場合、コンソーシアム協定書等事業者間の役割や、経費負担の内訳実績がわかるものの写し

様式第9号（第11条関係）

指令観第 号

様

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金については、下記のとおり額の確定をします。

年 月 日

島根県知事

記

1. 確定額 金 円
2. 事業名

様式第10号（第12条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 事故等届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業について下記のとおり変更事由が発生しましたので、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第12条の規定により届出します。

記

1. 内容

2. 発生年月日 令和 年 月 日

3. 原因または事由（具体的に記入すること）

様式第11号（第13条関係）

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産

取得財産の名称・型番：	(財産番号：)
取 得 年 月 日：令和 年 月 日	
取 得 価 格：	円 (税抜き)
時価 (残存簿価価格)：	円 (税抜き)

2. 処分の理由

3. 処分の方法

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者

印

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け観第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

5 参考となるその他の書類

別添のとおり
(積算の内訳を添付すること)